学校法人東京医科大学ガバナンス・コードの適合状況について

「学校法人東京医科大学ガバナンス・コード」は、日本私立大学協会が制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にし、本学における適切なガバナンスを確保するため、公共性と自主性を基本とし、また、実情に応じた自律的な取り組みとして、令和３年 10 月 26 日に制定したものです。

本学では毎年度終了後に、ガバナンス・コードの各項目における適合状況の点検を行い、今後のガバナンス向上に努めます。

また、適合状況を本学ホームページにおいて公表することにより、社会への説明責任を果たします。

＜点検方法＞

本ガバナンス・コードの適合状況については、ＰＤＣＡの観点から各項目の内容を担当する部署が実施状況の調査を行い、その適合状況について、理事会に報告する方法で点検を行った。

＜適合状況＞

【点検基準日：令和７年５月１日】　（○：適合、△：一部適合、×：不適合）

第１章　私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

1－1　建学の精神	適合状況
(1)建学の精神・理念・ミッション	○
(2)建学の精神・理念・ミッションに基づく人材像	○
1－2　教育と研究の目的（私立大学の使命）	適合状況
(1)建学の精神・理念に基づく教育目的等	○
(2)中期的(5 年以上 10 年以内)な計画の策定と現実に必要な取組みについて	○
(3)私立大学の社会的責任等	○

適合状況について

1-1　建学の精神

(1)建学の精神・理念・ミッション

建学の精神である「自主自学」は、自ら学び、考え、自らの責任で決断し行動することであり、教学の理念となる校是は「正義・友愛・奉仕」としています。「正義」は、常に正しい意思で最高の医療の実現を目指すこと、「友愛」は、優しさと思いやりの心を持ち相手の立場を理解し助け合うこと、「奉仕」は、自ら進んで社会へ尽くし人類の健康と福祉に貢献することを示します。

また、「患者とともに歩む医療人を育てる」とするミッションについては、建学の精神や、校是に基づき、思いやりの心と深い教養に裏付けられた最高水準の技能を持つ医

療人を育てることです。

これら「建学の精神・理念（校是）・ミッション」については、大学案内、要覧、ホームページ等を通じて学内外に広く開示し、明確なメッセージとして共有しており、深く理解を求めております。

(2)建学の精神・理念・ミッションに基づく人間像

前述のとおり、本学では「建学の精神・理念（校是）・ミッション」に基づく医療人を育てることを掲げております。

2022（令和 4）年度には、ミッションに掲げる医療人像を、より分かりやすくするため、具体的な内容として、「思いやりの心をもって患者の人生に寄り添える医療人」、「高い倫理観を持ち、たゆまぬ自己研鑽により常に最善の医療を提供できる医療人」、「患者にやさしい医療の実現のための研究・活動を通して明日の医療を拓く医療人」の 3 項目を明記しました。

このように本学が育成すべき人材像をより明確にし、実践を行っております。

1-2　教育と研究の目的

(1)建学の精神・理念に基づく教育目的等

医学科・看護学科ともに建学の精神・理念（校是）に基づいた教育・研究の目的を掲げております。

医学科は「医学分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、高度な医学知識と倫理観、そして高い臨床能力を備えた医師を育成すること」としております。

また、看護学科は「看護分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、保健医療の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた看護師、保健師等の人材を育成すること」を定めています。

これらの目標を実現するため、自己点検・評価を行い、結果を検証し、改善を図ることで教育研究水準の向上に努めています。また、2025（令和７年）４月より、この取り組みをさらに進めるため、医学部及び大学院における教学の統括と教育課題の改善を目的とした、「教学マネジメント統括本部」を設置するなど、さらなる改善に取り組んでおります。

(2)中期的（5 年以上 10 年以内）な計画の策定と現実に必要な取組みについて

本学では「教育」、「研究」、「診療」、「社会連携・社会貢献」、「管理運営」の５つの観点から中期的な計画を策定しています。2016（平成 28 年）年度から 10 年間に亘り、中期計画推進委員会（外部有識者を含む）及び理事会において、その進捗状況を管理把握し、ＰＤＣＡサイクルを稼働させることにより、安定した大学運営と発展を図ってきました。

また、その実施結果については、内外に活動報告として公表し、透明性の高い法人・大学運営を実現して、さらに教職員も計画を共有・参画し、法人全体として着実に実践しております。

なお、現在の中期計画が今年度をもって終了となることから、次期中期計画の策定を始めております。次期中期計画では、本学の教学におけるＰＤＣＡサイクルを推進する「内部質保証制度」と連関性を持たせた運用とする取り組みに着手しており、より強固

な大学運営体制の構築を目指しております。

(3)私立大学の社会的責任等

本学が社会的責任を果たすためには、ミッションである「患者とともに歩む医療人を育てる」を実践することが不可欠です。

ミッションの実現を通して、社会、患者、保健や医療に関わる行政及び関係機関の期待に応え、医療、医学教育、看護学教育及び医学研究の専門能力を高めることで、地域及び国際的な医療の発展に貢献する意思と能力を培います。

併せて、法人・大学運営基盤の強化、ガバナンス体制の充実、入試改革、財政計画の見直しを行い、外部の意見を積極的に取り入れ、関係法令等に則った、透明性の高い運営を実施しております。

第２章　安定性・継続性（学校法人運営の基本）

２−１　理事会	適合状況
(1)理事会の役割	○
２−２　理事	適合状況
(1)理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化	○
(2)学内理事の役割	○
(3)外部理事の役割	○
(4)理事への研修機会の提供と充実	○
２−３　監事	適合状況
(1)監事の責務（役割・職務範囲）について	○
(2)監事の選任	○
(3)監事監査基準	○
(4)監事業務を支援するための体制整備	○
(5)常勤監事の設置	○
２−４　評議員会	適合状況
(1)諮問機関としての役割	○
(2)評議員から意見を引き出す議事運営方法に努めます。	○
(3)評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。	○
(4)評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。	○
２−５　評議員	適合状況
(1)評議員の選任	○
(2)評議員への研修機会の提供と充実	○

適合状況について

2-1　理事会

(1)理事会の役割

本学では寄附行為に理事会の議決事項を明示しており、議決機関として意思決定を行う際、経営強化を念頭に置いたうえで業務を決することと併せ、理事及び大学運営責任者の業務執行を監督しています。

また、理事会は学長を、教育・研究など教学における最高責任者として権限を委任し、その業務執行について理事会は管理・監督しています。

なお、私立学校法（以下「私学法」という。）の改正において内部統制システム整備が義務付けられたことにより、理事会運営規則を制定し、理事会の職務権限などをより明確に定めております。

2-2　理事

(1)理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

このたびの私学法の改正により、これまで認められていた理事と評議員の兼職が禁止され、それぞれの役割として「理事・理事会は執行、監事及び評議員・評議員会は監視・監督」と権限が整理されました。また、理事の構成としては、学校の校長及び2名以上の外部理事を置かなければならないとなっています。

これらの諸要件に基づき、本学の寄附行為では、さらなるガバナンス強化を図ることとし、理事に長期にわたり留まることは好ましくないとの考えから、就任時の年齢を30歳以上75歳未満とし、任期は1期3年、再任回数を連続2期、通算3期までとし、さらには通算3期目となった理事は理事長に選定することはできないと定めています。

また、理事は代表者として理事長を選定し、理事長は業務の総理を行い、それを支える理事として、副理事長、常務理事を置き、副理事長は代表業務執行理事、常務理事を業務執行理事とし、各々の役割を定めています。

(2)学内理事の役割

学内理事の構成としては、学長と、大学病院、茨城医療センター、八王子医療センターの3病院長、大学病院看護部長及び法人事務局長の6名が職責の理事候補者となり、評議員会にて意見聴取のうえ、理事選任機関である理事会にて選任することになります。

その他の学内理事としては、教授会代表者会議選出理事となり、教授会代表者会議にて候補者を選任し、理事選任機関である評議員会が 2 名の選任を行います。これら教職員である学内理事は、その知識・経験・能力を活かし、教育・研究・経営面について、大学の持続的な成長と中期的な安定経営のため業務遂行を推進します。

なお、学内理事選任の際、教員は臨床系と非臨床系のバランス及び性別の多様性を確保することを要件に加えており、さまざまな視点に基づき、審議・決定をする体制が整えられております。

(3)外部理事の役割

外部理事は、専門的な実務経験を基に、学校法人の運営に多様な意見を採り入れ、経営機能を強化すると同時に、その独立した客観的立場から適切な理事会運営となるよう監視・監督をする役割を担っています。また、外部理事の構成としては、「法務・コ

ンプライアンス」、「医療・教学」、「経営・財務」のカテゴリーから候補者を選考し、評議員会にて意見聴取のうえ、理事選任機関である外部役員等選考・選任委員会が選任することとし、さらには性別の多様性を確保することを要件に加えております。

このように外部理事は理事会の運営機能の強化を図るとともに、透明性・客観性を担保する体制が整えられております。

(4)理事への研修機会の提供と充実

理事のみならず監事も含めた理事会構成員を対象とした研修として、これまで各キャンパスの視察・意見交換をはじめ、医師の働き方改革、私学法の改正についてなどの研修を実施いたしました。

今後も「教学」、「医学」、「管理運営」及び「整備事業」など、法人経営に必要となる知識・情報を提供するための、研修を実施いたします。

2-3　監事

(1)監事の責務（役割・職務範囲）について

監事の責務は、改正私学法に則り、本学の寄附行為に反映されています。その職務としては、法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務執行状況の監査を行い、毎会計年度、監事報告を作成し、理事会、評議員会へ提出すること。また、監事は理事会及び評議員会に出席して意見を述べるとともに、法人の業務若しくは財産又は理事の職務執行状況に不正な行為又は法令、寄附行為の重大な違反が生ずる恐れがあると認めた場合、理事会、評議員会並びに文部科学大臣に報告すること、さらには、必要に応じて理事会、評議員会又は理事選任機関の招集を請求することができることなど、適切に制定されております。

(2)監事の選任

監事の構成は、就任時の年齢が 30 歳以上である者であり、本学の医学部医学科卒業生から 1 名、外部有識者から 3 名となっており、任期は 1 期 4 年、再任回数を 3 期までとしています。

また、外部監事については、「法務・コンプライアンス」、「医療・教学」、「経営・財務」のカテゴリーから、社会的に優れた実績を有する者を選考することになっており、選考された候補者については私学法に則り、監事過半数の同意を得た上で、評議員会の決議により選任されます。

(3)監事監査基準

監査機能を強化するため監事監査規程を作成しており、規程に則り監査計画を策定のうえ監査を実施し、監査結果を監事報告に取り纏め、理事会及び評議員会に提出しています。

また、このたびの私学法の改正により監査項目等が変更されたため、監事監査規程を速やかに改正し、適切に対応をしております。

(4)監事業務を支援するための体制整備

監事を支える体制として、監事室を設置しており、その業務を内部監査室が担い、事務的補助を行っています。また、監事、会計監査人、内部監査室の 3 者が連携し、三様監査がなされており、より健全性を高めております。

(5)常任監事の設置

このたびの私学法の改正により、常勤の監事が義務付けられましたが、本学では従前より、常勤の監事として「常任監事」を配置しており、常に情報を共有し、監事機能の充実を図っております。

2-4　評議員会

(1)諮問機関としての役割

改正私学法における基本的な考えとして、理事会は「意思決定機関」、評議員会は「諮問機関」とする考えに則り、本学の寄附行為に反映されています。

(2)評議員から意見を引き出す議事運営方法に努めます。

評議員会開催時には、あらかじめ議題を通知し、早めの資料送付を行い、評議員からの意見・質問を受付け、評議員会において担当役員等より回答を行う流れが確立しております。

(3)評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することが出来ます。

本学の寄附行為に、「評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の職務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる」としております。

(4)評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分に検討します。

このたびの私学法の改正により、監事の選任方法が改められ、評議員会の議決を要することと変更になりました。この改正私学法に則り、本学の寄附行為においても、監事過半数の同意を得たうえで、評議員会の議決により選任することが定められています。

2-5　評議員

(1)評議員の選任

評議員の構成は、改正私学法に則り、①本法人の職員で評議員会において選任した者を 8 名、②本学の医学部医学科卒業生で就任時の年齢が 30 歳以上の者のうちから、評議員会において選任した者を 10 名、③就任時の年齢が 30 歳以上の外部有識者にうちから、外部役員等選考・選任委員会において選任した者を 10 名の合計 28 名となっており、任期は 1 期 4 年、再任回数を 3 期までとしています。

また、評議員の選任にあたり、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うことが定められており、私学法を適切に遵守しております。

(2)評議員への研修機会の提供と充実

評議員を対象とした研修としては、学長、常務理事及び各病院長による法人運営報告例年実施しており、また、新型コロナ感染症に関する講演など、その時々に合わせた研修を開催してまいりました。今後も法人経営に必要となる知識・情報を提供するため、研修を実施いたします。

第３章　教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

３－１　学長	適合状況
(1)学長の責務（役割・職務範囲）	○
(2)学長補佐体制（副学長の役割）	○
３－２　教授会・教授会代表者会議	**適合状況**
(1)教授会及び教授会代表者会議の役割（学長と教授会等の関係）	○

適合状況について

3-1　学長

(1)学長の責務（役割・職務範囲）

学長は本学学則に掲げられた「建学の精神である自主自学と校是である正義・友愛・奉仕に則り、医学及び看護学の理論と応用を教授研究すること」という目的を達成するため、そのリーダーシップを発揮し、教育・研究の最高責任者として運営を行うこととしており、そのため学長は教職員の統督を行います。

また、学長は毎年度事業計画書において事業方針を広く情報公開を行うとともに、大学報等でも周知しており、役員・教職員の理解向上に努めております。

(2)学長補佐体制（副学長の役割）

副学長は、学則に「学長を助け、命を受けて校務をつかさどり、学長に事故あるときは、その職務を代行する」と定められており、医学科長、看護学科長及び研究科長の3名があたることになっています。

このたび、2025(令和7)4月より3名体制であった副学長職に、「教学マネジメント」担当の副学長職を新たに設け、4名体制へと拡充しました。この新たな副学長を本部長とする「教学マネジメント統括本部」を設置し、その直下に「教学統合支援センター」及び「教育IRセンター」を配する体制としています。これにより教育の質保証、学修成果の可視化・向上、内部質保証の推進、教学データの活用等をより一層推進させていくことにします。

3-2　教授会・教授会代表者会議

(1)教授会及び教授会代表者会議の役割（学長と教授会等の関係）

医学科及び看護学科における教育・研究に関して審議するため、それぞれ教授会が設けられています。また、両学科の共通事項、又は大学の運営に関する重要事項を審議するため、教授会代表者会議が設置されています。

これら教授会・教授会代表者会議は、諸規程により審議事項、職務範囲、学長と教授会及び教授会代表者会議との関係が明記されています。その役割としては、学校教育法第93条の定めに則り、学長が意思決定する際の諮問機関であり、教授会・教授会代表者会議の審議結果を参考にして、学長が最終判断を下すことが定められています。

第４章　公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

４－１　学生に対して	適合状況
(1)学生の学びの基礎単位である学科等においても、４つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。	○
４－２　教職員等に対して	**適合状況**
(1)教職協働	○
(2)ユニバーシティ・ディベロップメント：UD	○
４－３　社会に対して	**適合状況**
(1)認証評価及び自己点検・評価	○
(2)社会貢献・地域連携	○
４－４　危機管理及び法令遵守	**適合状況**
(1)危機管理のための体制整備	○
(2)法令遵守のための体制整備	△

適合状況について

4-1　学生に対して

(1)4 つの方針(ポリシー)の明確化

ポリシーは、医学科・看護学科それぞれ設けられており、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与方針)、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針)、アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）及びアセスメント・ポリシー（学修成果・教育成果の把握・検証方針）の４つとなっています。

それぞれのポリシーにおける目標に対し、教育課程等を設定し、実践していることがホームページ等にて社会に広く公表され、周知されております。

4-2　教職員等に対して

(1)教職協働

実効性のある中期計画と内部質保証制度が確立しており、これらの制度に基づき、教職員が協働して、実施計画を策定し、実行及び評価を行うＰＤＣＡサイクルを適切に実施しております。

(2)ユニバーシティ・ディベロップメント：ＵＤ

私立大学として社会的価値の創造と最大化を目指し、経営・人事企画室、医学・看護学教育推進センター等を中心に、建学の精神・理念に基づいたＦＤ及びＳＤを企画・検討し、教職員の資質向上を図っております。

4-3　社会に対して

(1)認証評価及び自己点検・評価

2004（平成 16）年度から、全ての大学において 7 年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けなければならないことが法律に定められています。

本学においても公益財団法人大学基準協会による評価を受審しており、直近としては 2024（令和 6 年）年度に大学基準に適合しているとの評価をいただき、認証されて

います。なお、認証期間は 2025（令和 7）年 4 月 1 日から 2032（令和 14）年 3 月 31 日までとなります。

その評価結果において「長所」、「特色」として取り上げられた点としては、「基準 3：教育研究組織」多様な属性を持った人の活躍支援と医療人としての職業意識を高める教育を展開していること、「基準 4：教育課程・学習成果」ＩＣＴを活用した学生の学びの成果を可視化する取り組み、「基準 7：学生支援」学生の状況を多面的にモニタリングすることによる早期サポート体制の整備がされていることを評価いただきました。

一方、内部質保証においては、主に教育において内部質保証を推進することを目的とした「内部質保証推進委員会」を中心に、ポリシー、医学科、看護学科など 12 の領域に分けられた「領域プロジェクトチーム」が設置されています。

各プロジェクトチームは、その取り組みを自己点検・評価報告書に取り纏め、この報告書を「自己点検・評価委員会」が評価し、さらに「内部質保証推進委員会」が全学的観点をもって検証を行い、この検証結果に加え、外部評価機関及び内部質保証外部評価委員会の提言、学長の改善指示等を一元的に取り纏め、各領域へ点検・改善の方針をフィードバックするというＰＤＣＡの体制が整えられています。

これらの評価・検証内容はホームページを通じて広く公開されており、社会に対する説明責任を果たしております。

(2)社会貢献・地域連携

大学としての資源を活用し、知の還元や社会との協働活動を推進する取り組みを行っています。基礎医学、臨床医学及び看護学に基づく市民公開講座、児童生徒を対象とした医学講座、小中高校生への出前講座、地域医療連携の推進を目的とした医療講習会、医療従事者を対象とした研修等を実施しています。

また、課題解決に向けた貢献活動として、東京薬科大学等の教育機関との多職種連携教育、国・自治体との連携、国立研究開発法人国立がん研究センター等の医療機関との連携などの取り組みなどを行っています。

これらの活動の実施にあたっては、中長期計画に掲げた社会との協働・連携について、ＰＤＣＡサイクルに基づき改善・改革を行っており、また、計画に基づいた活動内容及び結果を社会連携・社会貢献活動に係る実態調査で把握し、次年度の計画に活用し、社会貢献、地域連携活動を推進しております。

4-4　危機管理及び法令遵守

(1)危機管理のための体制整備

さまざまな緊急事態に対し、迅速かつ的確に対処することにより、本学の職員、学生、患者・患者家族、近隣住民、その他関係者に被害を及ぼすおそれがある様々な危機を未然に防止し、被害が発生した場合の損失を最小化し、社会的信頼の維持向上を図るために統合リスク管理規程が定められています。

また、各施設においてＢＣＰを策定するとともに、医療安全、情報セキュリティなどの危機管理については、リスクを管轄する各委員会において、随時検討がなされ、適宜マニュアル及び体制の確認・見直しを行っております。

(2)法令遵守のための体制整備

私学法の改正に伴い寄附行為の変更を行うとともに、内部統制システム整備の基本方針を定め、ガバナンス強化を図り、法令遵守体制の確立を進めています。

このたびの寄附行為改正の過程においては、役員選任の際、選出母体と関係なく全体最適を目指した役員選任基準作成の必要性、役員・評議員の任期・年齢など諸要件の厳格化について議論がなされ、引き続き今後のあり方を検討することとなっています。

なお、特定の診療科における監督不行届事案、研究倫理指針の不適合事案、調達契約手続きの不備事案等が発生し、随時改善に取り組みましたが、引き続き法令遵守体制の強化をしてまいります。

第５章　透明性の確保（情報公開）

５－１　情報公開の充実	適合状況
(1)法令上の情報公表	○
(2)自主的な情報公開	○
(3)情報公開の工夫等	○

適合状況について

5-1　情報公開の充実

(1)法令上の情報公開

学校教育法施行規則や私学法等の法令に基づき、教育・研究活動に資する情報及び学校法人に関する情報をホームページ等で公表しております。

(2)自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報（海外協定校、大学間の連携、産学官との連携状況など）についても、ホームページを中心に、自主的に公表できる情報を発信しております。

(3)情報公開の工夫

ステークホルダーが必要とする情報のリサーチを行い、見やすく分かりやすいページ構成を念頭におき、最新情報を発信しています。また、ＳＮＳ世代となる受験生向けとして、ＬＩＮＥ公式アカウントを開設し、情報発信を行っています。

一方、大学案内や大学要覧、ポスター、チラシなどの紙媒体も継続的に展開し、あらゆる世代に向けた情報発信により、社会の要請に応えております。

以上